

実務経験証明書の確認手続きについて

【関係資料】

[漁業分野における 2 号漁業技能測定試験の受験手続等に関する規則（PDF）](#)

[【別記様式】漁業分野における 2 号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書（Word）](#)

【注意事項】

- ・受入れ機関（協議会 1 号構成員）は「**実務経験に係る証明書**」を正副 2 部作成し、**1 部（副）**は特定技能外国人、**1 部（正）**は必要書類を揃えて担当全国団体等（2 号構成員）に提出してください。
- ・書類を提出する担当全国団体等は、協議会構成員の加入手続きを行った際の提出先と同じです。各全国団体等の連絡先は下記パンフレットの P21 をご参照ください。
[パンフレット：特定技能外国人材の受入れ制度について（漁業分野）](#)
- ・実務経験に係る証明書は、「**作成責任者が必ず署名**」を行い、「**メールアドレスは正しいアドレスを見やすい字で記載**」してください。

(アドレスは小文字の L (L) と数字の 1 の区別がつかない場合がありますので、説明書きを追記頂けると大変助かります。)

- ・2 号構成員から大日本水産会に必要書類が届き、内容が確認できましたら、**実務経験に係る証明書に記載のメールアドレス**に「**申請番号**」を送信します。その申請番号をもってプロメトリック(株)実施の CBT 試験を受験することになります。

【2 号漁業技能測定試験の予約サイト】

[《漁業》](#)

[《養殖業》](#)

【その他】

- ・「**申請番号**」に期限はありませんので、再受験する際も同じ番号を使用します。